

ともにつくりよう みんなの夢大地

さらべつ議会

令和3年5月10日 発行/更別村議会 編集/議会運営委員会



176



令和3年第1回定例会

令和3年第1回定例会が3月10日に開かれました。開会日には西山村長が村政執行方針、荻原教育長が教育行政執行方針の説明を行いました。

議会日誌

14

質問

5人の議員が6項目について

一般質問

7

議会報告会

6

審議結果

5

63億6千713万円を可決

令和3年度予算

第1回定例会

2

第1回定例会

令和3年度予算

6会計 63億6千713万円を可決

第1回定例会は、3月10日から18日までの9日間の会期で行われました。

開会日の10日は、村政執行方針並びに教育行政執行方針の説明の後、専決処分承認、条例の改正12件、計画の策定5件、一般会計ほか5特別会計補正予算が審議されました。

11日は、4人の議員が5項目について一般質問を行い、理事者の見解を質しました。

16、17日の両日にわたり、新年度予算が審議され、17日には1人の議員が村政執行方針に対し1項目の一般質問を行い、村長の見解を質しました。

18日は、追加で提案された、選任同意、条例の改正、令和3年度一般会計補正予算が審議されました。提案された議案等はそれぞれ可決され、閉会しました。

◎3月10日審議分

専決処分の承認

▼一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認
降雪により除雪費が不足するため、専決処分により緊急に予算を補正したことから、議会の承認を求めています。

条例の改正

▼職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものです。

▼会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定

パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、令和3年度以降の支給割合を1.

3月から1、275月に改めるものです。

▼定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定
定住化促進住宅新築1・新築2・昭和の住宅料を改めるものです。

▼国民健康保険条例の一部を改正する条例制定

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものです。

▼介護保険条例の一部を改正する条例制定

健康保険法施行令等の一部を改正する政令による介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正により、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険事業の円滑な運営を図ることから関係する条文を改めるものです。

▼指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正により、関係する

条文を改めるものです。

▼指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、関係する条文を改めるものです。

▼指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定



指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、関係する条文を改めるものです。

▼**家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定**

家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、関係する条文を改めるものです。

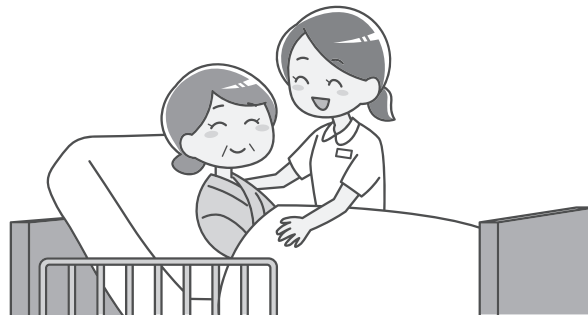
▼**放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定**

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、関係する条文を改めるものです。

▼**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定**

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正

により、関係する条文を改めるものです。



計画の策定

▼北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定

▼勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定

▼更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定

▼南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定

▼上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、各辺地に係る計画を策定するものです。

補正予算

「事業勘定」

主には、介護サービス等諸費の減額で、966万1千円の減額補正を行い、総額3億6千902万8千円となるものです。

「サービス事業勘定」

主には、介護保険事業勘定繰出金の増額で、39万円の追加補正を行い、総額244万9千円となるものです。

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

主には、執行残(事務事業を終えた後の残金)の処理で、488万7千円の減額補正を行い1億9千710万円となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

主には、執行残(事務事業を終えた後の残金)の処理で、2千615万6千円の減額補正を行い2億8千476万6千円となるものです。

▼一般会計補正予算(第10号)

主には、公共施設等整備基金積立金の増額と執行残(事務事業を終えた後の残金)の処理で、3千586万2千円の追加補正を行い55億9千767万3千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第7号)

「事業勘定」
主には、執行残(事務事業を終えた後の残金)の処理で、169万3千円の減額補正を行い、総額5億7千29万4千円となるものです。
「診療施設勘定」
主には、執行残(事務事業を終えた後の残金)の処理で、222万5千円の減額補正を行い、総額3億4千305万6千円となるものです。

▼後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

主には、後期高齢者医療広域連合納付金の減額で、67万3千円の減額補正を行い5千919万6千円となるものです。

▼介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

会議録は閲覧できます

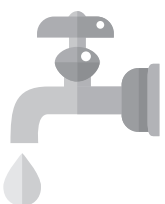


本会議などの内容を記録

した会議録は議会事務局、ホームページで閲覧できます。

詳しくは議会事務局にお問い合わせください。

議会事務局 (Tel52-2117)



令和3年度各会計予算

(単位：千円)

会計別		令和3年度 当初予算	令和2年度 当初予算	対前年 増減比
一般会計		4,431,900	4,585,471	△ 3.3%
特別会計	国保会計 事業勘定	557,515	560,776	△ 0.6%
	診療施設勘定	319,260	322,683	△ 1.1%
	後期高齢者医療事業	60,866	59,355	2.5%
一般会計	介護保険 事業勘定	375,764	371,834	1.1%
	サービス事業勘定	2,065	2,059	0.3%
	簡易水道事業	296,999	185,366	60.2%
	公共下水道事業	322,761	277,222	16.4%
合計		6,367,130	6,364,766	0.0%

▼一般会計予算並びに5特別会計
令和3年度当初予算は、2日間にわたり審議を行いました。一般会計44億3千190万円、5特別会計19億3千523万円はそれぞれ可決されました。

◎3月16・17日審議分

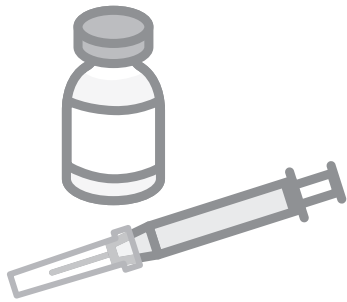
当初予算



▼副村長の選任同意
副村長として次の方の選任に同意しました。
東京都 大野 仁氏

◎3月18日審議分

選任同意



▼一般会計補正予算(第1号)
主には、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の追加で、1千582万円の追加補正を行い44億4千772万円となるものです。

補正予算

▼課設置条例の一部を改正する条例制定
新たな行政課題と住民の多様なニーズに対応すべく、限られた人員で効率的に事務事業を推進するため、より適正な組織・機構へ見直しを行うことに伴い、課の分掌事務に変更が生じることから、関係する条文を改めるものです。

条例の改正

インターネット議会中継を行っています

更別村議会では、開かれた議会を目指し、より多くの村民の皆様に議会の様子を見ていただく為に、インターネット議会中継を行っています。

インターネット議会中継は、リアルタイムでの中継はもちろん、好きな時間に好きな場所から中継録画を視聴いただくことが可能です。

URL <https://www.sarabetsu.jp/gikai/tyukei/>

更別村議会 議会中継

で 検索

※インターネット回線の状況や視聴環境等により、映像や音声途切れたり停止するなど、正常に視聴できないことがあります。また議会中継は、予告なく終了することがありますので、ご了承ください。

議会中継ページ上の注意事項をお読みにになり、同意の上ご利用いただきますようお願いいたします。

スマートフォンやタブレットからも視聴可能です。
ぜひ一度チェックしてみてください。



議会報告会を開催しました

2月16日老人保健福祉センター集会室において議会報告会を開催しました。議会報告会は、村民に開かれた議会であるために、村民のみなさんに議会活動について報告するとともに、村政や村議会に関する意見交換を行うことで議会の運営改善と政策立案に活かすことを目的に毎年開催しています。議員から令和2年の議会活動について報告した後、出席者の皆さんと村政や村議会に関して意見交換を行いました。出席者からは、次のような話がありました。

- ①議員定数や報酬について
- ②議案審議等のあり方について
- ③熱中小学校事業について
- ④議会報告会について

出席者の皆さんからお聞かせいただいた貴重なご意見は、今後一般質問等議員活動の参考とさせていただきます。



議会の仕組みをご紹介します

議会の主な権限

村長や議員から提出された議案や村民の皆様から提出された請願・陳情を審議し、議会の意思を決めることを「議決」と言っています。具体的には、予算を定めたり、条例の制定や改正をすること、施設の使用料・手数料などを決めること、財産の取得・処分を決めること、決算を認めることなどです。

本会議

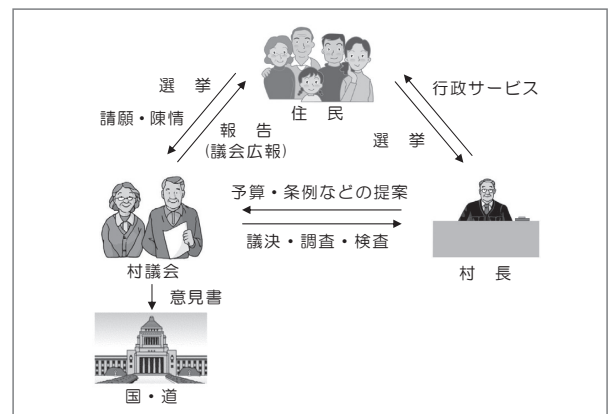
議員が議場に集まって行う会議を本会議と言います。本会議は、議会が意思決定を行なう場で村長の提案に対し、議員は質問を行い、意見を述べ、多数決で可否を決定します。

定例会と臨時会

本会議は、年4回、3月、6月、9月、12月に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。定例会も臨時会も、村長が招集しますが、臨時会だけは議員が村長に招集を請求することができます。

委員会

議案や請願・陳情などは、最終的には本会議で決定されますが、村政の範囲は広いことから、効率的、専門的に審査・調査するために「委員会」を設置しています。委員会には、「常任委員会」と「特別委員会」があります。また、議会の運営を円滑に行うため、「議会運営委員会」があります。



議長と副議長

議長は、議会の権威と円滑な運営を確保するため、議場の秩序を保持し、議事を整理し、事務局職員の任免や指導監督を行うほか、対外的に議会を代表します。副議長は、議長が病気その他で職務を執行できないとき、議長に代わって職務を行うほか、さまざまな形で議長を補佐しています。



一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質問事項	質問議員
8	スマート農業の推進と、農業基盤・地域の環境整備について	織田 忠 司
9	更別中央中学校と学校給食センターの改修事業について	上 田 幸 彦
10	基幹産業である「農業」に対する基本的施策の在り方について 問う	安 村 敏 博
11	就学前教育・保育の体制整備の必要性について	
12	更別版「生涯活躍のまち」基本計画に定めた障がい者施策の現状 と今後の展望について	遠 藤 久 雄
13	村政執行方針について	小 谷 文 子

スマート農業の推進と、農業基盤・地域の環境整備について

長——起債事業となる工法の検討を行い可能な範囲で総合計画に盛り込めるよう考える



織田議員

織田議員

更別村の農業は、大規模化が進むと共に、スマート農業の推進もあり、GPS装着トラクターなどの高性能機械や農業機械、輸送車両の大型化が一段と進んでいます。一方では、農業基盤や農村地域の環境整備は進んでいません。

①村道については、道路改良、舗装があまり進んでいません。未舗装道路においては、悪路、ホコリ、それに道幅や橋の狭い所もあり、農業機械や大型車両の移動にも支障をきたすこともあります。又、舗装されている道路まで出するのに距離のある農家、地域住民にとっては、道路が舗装される事を切望しており、各行政区か

ら提出されている整備事業申請書などに対しても、どのように取り進むのかお伺いします。

②平成28年の台風の大雨では、大変大きな被害を受けました。しかし、その中において道路の側溝に水が集まり、排水に大きな役割を果たしている所もあります。平時でも大雨や春の融雪水などを圃場から排水するのに側溝やその先の明渠排水、かんがい排水路の役割は大きいと思います。平成28年の被害後も側溝やかんがい排水路の整備などはあまり進んでいませんが、今後の対策をお伺いします。

③農家や圃場近くにある北電やN.T.Tの電柱。現在は道路の両側にある事が多く、これが農作業での作業効率の低下や断線、衝突などの事故につながります。事故防止の観点からも、電柱の数は少ないほうがよく、これから農村地域に光回線工事も始まるので、この機会に村が両者の間に立

って電柱の共有化を進めていく考えはありませんか。

更別村のスマート農業の推進が実証実験で終わることなく、農業者に普及定着させる為にも、農業基盤や地域の環境整備が重要であり、その対策について、村長にお伺いします。

村長

一つ目の質問について、令和2年3月31日現在の道路現況は、村道が212路線472.4kmで、改良済延長237.2km、改良済率50.2%、舗装済延長215.8km、舗装率45.7%となっています。今時点の第6期総合計画に登載されている令和3年度から9年度までの農村部における道路改良は4路線で4.0km、道路舗装は3路線で3.8km、道路の拡幅を伴う局部改良で1路線3.4km、橋の拡幅を伴う架け替えは3橋を計画しています。

農村部の生活道路路線につきましては、2行政区から8路線4.8kmの舗装整備申請がされているところです。整備については、前回も申し上げていますが厳しい状況となっております。しかしながら、過疎対策事業の継続により、総合計画の見直しも想定されるところです。起債事業が可能な路線に向けた工法の検討を行い、可能な範囲で総合計画に盛り込めるよう考えてまいります。

次に二つ目の質問の、側溝については、道路改良と同時にを行うことから令和3年度から9年度までの総合計画には4路線で4.0kmの整備を計画しています。明渠排水路については、平成28年の台風では、村内全域で農地への滞水や土砂の流入などが発生し、農作物等に大きな被害が生じました。特に上更別地域においては、基幹的な河川や排水路がなく、圃場の冠水が長期化したことから、道営事業で整備を行って

いる南14線排水路に接続する村単独の東12号排水路の事業期間を短縮し早期整備を図ったところです。さらに、上更別地域の抜本的な排水対策について、期成会を設立し国営事業での排水路整備を求めた結果、令和2年度から国営かんがい排水事業新更別地区として新規採択を受け、地区調査が開始されております。引き続き、地区調査終了後の本採択、早期着工に向け取り組んでまいりたいと考えています。

また、1級河川であるサラベツ川については、河川管理者である北海道において、国道橋の架け替えを含む局部改修の計画が策定されたところであり、早期着工に向けて要請を進めてまいります。三つ目の質問について、現状では道路の片方に北電柱がもう片方にN.T.T柱と両側に建っているところもありまた、片側に共架柱として建っているところもあります。今回の質問につきましては十分理解をさせていただいておりますので、今後の対応としては、申請される電柱事業者に対し、共架柱など道路の片側に電柱を建てて頂けないか働きかけを行うて参りたいと考えています。

更別中央中学校と学校給食センターの改修事業について

長
育
教
——子どもたちにとって最も望ましい将来像を見据えて執り進める



上田議員

上田議員 第6期更別村総合計画で計画されている更別中央中学校と学校給食センターの改修事業について質問します。

総合計画では、令和4年度と令和6年度までの3年間に基本設計や実施設計、本体内工事などを行い、給食センターは令和6年度、中学校は令和7年度から供用開始となる計画で、事業費も二つの施設を合わせると概算で約23億7千万円の巨費が予定されていること。また、令和4年度から計画に着手ということになれば、来年度中には、すべての結論を出す必要があります。

ご承知のように更別中央中

学校は、それまでの4つの中学校を統合し、昭和53年4月に開校。学校給食センターは、翌年の昭和54年11月に中学校に隣接して改築されたもので、いずれの建物も築40年以上を経過していることから、総合計画では全面改築を予定していたところ、今年度実施した建物の耐力度調査では、「問題なし」との判定された中で、このまま改築すべきかどうかを最初に判断する必要があると考えます。

更別中央中学校の生徒数は、現在87名で開校時と比較して約6割も減少するなど、教育内容や生徒数も大きく様変わりする中で、将来の教育を見据えた小中一貫教育を進めるためにも、小学校に併設することも一つの考え方であり、幸いにも心配された過疎対策の特別措置法（過疎法）が更に10年間延長されることが決定されたこともあり、思い切った考え方を望んでいると

調査の結果危険判定ではなかったため、国庫補助メニューの「危険建物改築」の要件を満たさないことから当面単費で修繕を行うか、あるいは国庫補助を活用し長寿命化改良工事を実施して、補助要件に従い今後30年使用するかの選択肢が考えられましたが、「危険建物改築」の要件で特例があり、別敷地移転による全面改築は判定点数が緩和されることになっていきます。この特例に当てはめると「危険建物改築」に該当し、国庫補助対象になる可能性が出て参ります。ただし、体育館は平成18年に耐震補強工事を行っており、別敷地移転でも危険判定点数を下回らないことから、移転する場合は文科省所管の補助事業とはならず、全額単費での負担とならざるを得ません。

また、近年中に校舎を移転改築した場合、今年度整備した校内ネットワーク環境に関する国庫補助金の返還義務が生じる可能性があります。一方、学校給食センターは経年とともに取り巻く環境も変化し、厚労省のマニュアルで定める汚染・非汚染区域の障壁等による区切りなどが成されておらず、保健所から指摘を受けていますが、現施設は狭隘で改修が不可能のため、別敷地への改築が必然です。概算事業費は巨額であり、体育館を含めて移転改築した場合、国庫補助を考慮しても建物だけで十数億円の手出しとなることが想定されます。また、校舎を長寿命化改良し給食センターを移転した場合でも、建物だけで6億円前後の地方負担が予想されます。過疎は10年間継続となりましたが借入枠には限度があり、村全体の事業に与える影響は非常に大きいと考えています。校舎は危険ではない判定となりましたが、生徒数の推移や時代に即した学校運営のあり方を総合的に判断し、学校関係者、保護者の皆様をはじめ、移転の可能性がある場合は地域の皆様のご意見も伺いながら、議員ご提案の小学校併設も一つの案として承り、これからあるべき学びの場、そして村の子どもたちにとって最も望ましい将来像を見据えて執り進めて参りたいと考えています。

基幹産業である「農業」に対する基本的施策の在り方について問う

長——新規就農者の受入れなどにより農業の担い手育成・確保に努める



安村議員

安村議員 第6期更別村総合

計画に示されています。「少子高齢化・人口減少・産業の活性化」対策が必要急務とされる現況に鑑み、基幹産業である農業の発展、維持継続対策は欠かすことの出来ない重要施策であります。しかし、農業戸数は年々減少している実態にあります。対策の一環として「新規就農者」施策や「スマート農業」の導入施策が講じられている訳ですが、私見としては施策のこれら対策において将来構想を見通す事は極めて難しいのではと感じています。

現実として新規就農できる環境、実態にはないと思いますし、スマート農業の推進では、トラクターの自動走行、ドローンによる作物管理など先端技術事業では背景には規模拡大を想定した施策では、とも捉えられ、利活用での費用負担など課題も多く残ります。農業の将来像を見据えたなかで、本当に必要な対策はどこにあるのか。村長が描く農業像について見解を求めます。

①基幹産業である「農業」の生産戸数・就農人口減少による歯止め関連施策についての見解を今一度確認させて頂きたい。

②新規就農体験・実習研修事業が本当に必要な事業なのか見解を求めたい。

③新規参入就農対策やスマート農業導入等農業関連施策による期待度は、生産戸数・農業者人口増加などの起爆剤と捉えているのか。見解を求めたい。

④農業対策での課題・論点である配偶者・後継者対策、季節雇用促進助成金の創設など効率性ある予算の措置拡大の確保を強く要望したい。

村長 質問の一点目ですが、農家戸数の減少は、農村集落のコミュニティ形成にも支障を来たしかねない重要な問題であると認識しており、現在進めている総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、新規就農者の受入れなどにより農業の担い手育成・確保に努めることと

しています。

関連施策としては、平成30年度に更別村新規就農者受入特別措置条例の一部改正を行い、令和元年度から新規就農者研修事業を実施し、これまでの2年間で体験研修5件6名の受入れを行い、うち畑作希望者2件2名、畜産希望者1件2名が実践研修へ移行し本村に移住しています。畑作

希望の実践研修者2名は実践研修終了までに就農先が確保できなかったため就農計画策定に至りませんでした。が、研修終了後1名は研修先の農場に就職、もう1名は、研修先の農場でアルバイトを行っています。いずれも引き続き本村に滞在していることから実践研修修了者として位置付けており、就農先とのマッチングが整った際は、就農研修へ移行することが可能となっております。畜産希望の1件2名は、現在実践研修3期目で、研修期間中の就農計画策定に向け支援を継続しています。

また、担い手を確保していくためには、既存農業者の経営の持続化も重要であり、農業基盤整備などへの支援を継続して実施しています。

二点目の質問ですが、新規就農を目指す方が自立した農業経営を行うためには農業研修は欠かせないものであると考えています。

三点目の質問ですが、新規参入者への第三者承継を円滑に進めるためには、承継する時期を見据えた一定程度の準備期間が必要だと考えていま

す。準備期間については、経営形態や新規就農希望者の技量によって、1年から3年程度を見込み、この期間を研修期間として位置づけ、就農希望者の育成と確保を行うことで、後継者不在で離農を考えている農家の方の選択肢が増えることにつながるものと考えています。また、一方で第三者承継を望まない方や突発的な事情により離農される方への農地の利用集積も行われ、経営規模の拡大に伴う労働力不足の解消も課題となっております。このため、ICTを活用し効率を高めるスマート農業の導入もあわせて進めていく必要があると考えています。

四点目の質問ですが、配偶者対策として、農業担い手育成センターに担い手相談員を配置しており、これまでにご成婚された実績もあることから、継続して配置したいと考えています。また、季節雇用促進助成金につきましては、収穫期など臨時的な労働力不足対策として関係機関とも協議、研究してまいりたいと考えております。

就学前教育・保育の体制整備の必要性について

長——更別地区に認定こども園設立の実現に向け、改めて前向きに検討する

安村議員

本村就学前教育・

保育は、地域保護者をはじめ、多くの方々による検討結果を踏まえ、現在3タイプによる運営がなされ、現在に至っていませんが、人口減少に伴い出生、幼児数も減少傾向にあり、今後の就学前教育・保育の在り方や財政負担を考えますと、再検討を要する時期が来ているのではないかと考えます。

従来型の幼稚園、保育園(所)に加え、2015年に「子ども・子育て支援制度」の新制度導入に伴い、就学前教育・保育の在り方は大きく変わって来ています。

保護者等の意向、意見集約を図りつつ、行政として最良の選択肢は何なのか。検討すべき時期にあると考えます。更別村の子育ての現状を踏まえると、必然的にあるべき姿としての方向性は導き出せるのではないのでしょうか。

就学前教育・保育の体制整備の再構築の必要性につき見

解を求めます。

①年々幼児数が減少傾向にあるなか、幼稚園・保育所・認定こども園の3タイプによる運営につき、就学前教育・保育の集約、再整備に向けた検討の必要性はないのか。
②就学前教育・保育の重要性を十分認識しつつ、財政負担の在り方等についても効率化を図る必要性があるのではないか。

村長

現在、本村における就学前教育・保育施設として、更別地区には教育施設である更別幼稚園と保育園が、設であるどんぐり保育園が、上更別地区には教育施設である幼稚園に保育所の機能を備えた認定こども園上更別幼稚園があります。

就学前教育施設と保育施設につきましては、子どもの生きる力や生涯にわたる人格形成の基礎を培う上でどちらも重要な役割を担っておりま

すが、過去には幼稚園と保育

所の在り方等について、制度や所管する国の省庁の違いなどにより、本村においても担当する部署が異なっていたことから、一体的に検討することが困難な状況にありました。

しかし、平成28年度に子育て応援課を設置し、就学前教育・保育の担当課を一本化したことにより、幼稚園と保育所がそれぞれ担っている役割を踏まえつつも、子どもたちの心身の健やかな成長を最優先に考えながら、本村における望ましい就学前教育・保育施設の在り方について検討を行ってきたところです。

近年は少子化の進行や社会状況の移り変わりにより、就学前教育・保育に求められている内容も変化し続けています。幼稚園にも長時間の保育が求められるようになり、保育所にも教育としての保育を求められるようになってきています。

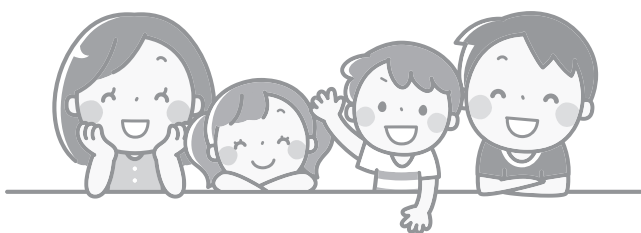
そのような状況の中、望ましい就学前教育・保育の実現のため、更別地区にある更別幼稚園とどんぐり保育園を統合し、双方の機能を併せ持つ認定こども園設立の実現に向け、改めて前向きに検討してまいりたいと考えています。

なお、認定こども園上更別幼稚園につきましては、今後も地域住民や上更別小学校などとの関係性を密にしなが、引き続き地域における子育ての支援拠点として運営してまいりたいと考えています。

二つ目の質問について、本村におけるここ数年の出生数につきましては、子育て支援施策に力を入れてきたことが効果として表れていることもあり、大きな落ち込みはなく推移しているところですが、しかしながら10年前前20年前と比較しますと、やはり減少がみられるところです。

第6期総合計画の最終年度である令和9年度の、14歳以下の目標人口は364人としておりますが、これは平成27年に実施した国勢調査の431人と比較しますと、およそ16%の減少です。

今後も人口の減少が見込まれる中、就学前教育・保育の重要性は当然のことながら考慮しつつも、効率的な財政運営については必要であると認識しており、こちらにつきましても更別地区における認定こども園の設立とあわせて検討していくこととしております。



更別版「生涯活躍のまち」基本計画に定めた障がい者施策の現状と今後の展望について

長——一定の支援を受け、地域の中で暮らしていける村——仕組みづくりについて検討したい



遠藤議員

遠藤議員 15年前、村は「村民のだけれど安心して住みづけることができるむらづくり」を基本理念としたリラクタウン構想を策定。その実現に向け次に掲げる施策整備計画を作成した。

- 1 地域密着型介護老人福祉施設
- 2 小規模多機能型居宅介護事業所
- 3 1と2との関連で農園
- 4 障がい者向けグループホーム
- 5 障がい者通所授産施設と栽培農園
- 6 宅地・賃貸住宅用分譲地
- 7 公共駐車場と緑の広場
- 8 地域ふれあい広場

9 植樹 など。

しかし、現在に至るまでに実現できたのは1と2のみである。

こうした中、平成27年に国が「生涯活躍のまち」構想を定めたのを契機に、本村では平成31年9月にさらべつ版「生涯活躍のまち」構想を策定。

この構想の中で、リラクタウン構想でこれまで未着手であった障がい者支援施策として、活躍の場、住まいの確保、療育や相談サポート体制の構築を図るということを明確に掲げている。

こうしたことを踏まえ、村長に質問します。

1. 村の新規事業となる児童発達支援と放課後等デイサービスへの開設に向けた進捗状況（現状）と展望について。
2. リラクタウン構想で基本計画に掲げ、未着手の障がい者通所授産施設及び栽培農園は、さらべつ版「生涯

活躍のまち構想」の基本計画に入れるべきではないか。
3. 親なきあとの住まいはGHだけでなく、将来の一人暮らしを支援する為の「体験住宅」の整備といった考えはないか。

村長

質問の1点目について、さらべつ版「生涯活躍のまち」(CCRC)構想では「児童発達支援機能付きの放課後等デイサービス」としており、実施計画においては、「療育事業等発達支援の取り組みの充実」として「療育事業を地域交流拠点内で展開し、利用する児童の発達に有意義なものとなるよう事業を実施する」としています。
しかし、事業の運営主体を担う予定であった一般社団法人が本構想から脱退したことにより、現在は、療育事業の実施主体がない状況となっております。今後は、地域交流拠

点の整備が計画より大きく変更となっていることを踏まえ、療育事業の変更や方向転換も視野に、検討していきます。

質問の2点目ですが、リラクタウン構想においては、「誰もが安心して住み続けられるむらづくり」を基本理念に、障がい者の自立支援や地域との交流を促す施設としての障がい者通所授産施設などの整備を掲げていたものの、担い手となる団体が、ニーズや採算性等の問題から事業実施に至らなかった経過があります。

その後、国の地方創生の動きの中で浮上した「生涯活躍のまち」構想を契機に、リラクタウン構想の「再構築」に係る検討や、誰もが住みよい村、多世代、多様な人々の交流等を促す手法について関係団体等と検討を重ね、平成30年にCCRC基本構想、翌31年に実施計画を策定しました。
現在、リラクタウン構想時に描いた障がい者通所授産施設及び栽培農園の整備は予定していませんが、実施計画等に基づき、CCRC構想の拠点施設となる老人保健福祉センターにコミュニティカフェ

を設置するなど、多世代、多様な方々のごちゃまぜ交流の場や、新たな雇用の場となるよう取り組んでいます。

最後に3点目ですが、CCRC構想では障害をお持ちの方の住まいの場を、福祉の里エリアや老人保健福祉センター周辺に障がい者向けグループホームを中心とした検討・整備としておりますが、「今すぐに施設を利用したいという方」が多くないことや、障害の多様化への対応、運営する人材の確保が難しいことなどから、具体的な建設に至っていない状況であります。

ご質問の、「体験住宅」の整備について、グループホームなど、複数の施設整備は財政的にも厳しい状況ですが、障害のある方の暮らしを支援するため、「支援付き一人暮らし」「親亡き後の実家暮らし」など、個々のニーズに応じて安定した生活が継続できるよう、グループホーム整備の検討と並行して、既存の資源を活用した、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしていけるような仕組みづくりについて検討したいと考えています。

村政執行方針について

長——希望する方が速やかにワクチン接種できるよう、体制整備に取り組む



小谷議員

小谷議員

今議会開会にあたり、村長より令和3年度村政執行方針を拝聴し、多くの目標と様々な課題解決には、もはや検討を重ねる時ではなく直ちに行動し、コロナ禍であっても行政は子どもからお年寄りまで、住民の皆さん一人ひとりの将来に、決して不安を抱かせてはならないとも強くおっしゃいました。そして20年30年後も豊かで持続可能な更別村である様、私達住民と行政とが信頼関係の中で、共に歩みを進めて行かなくてはならないと再確認した次第です。

さて、世界中が新型コロナウイルスの猛威や困難との闘いで約1年。コロナ禍での「新たな日常・新たな生活様式」の中、今住民が心配されている事の一つには、新型コロナウイルスワクチン接種があります。一筋の光が差したとすれば、2月17日新型コロナウイルスワクチンの国内先行接種開始でした。待ちに待った十勝管内到着が、3月5日(3,900回分)、8日には、基幹病院に配分され医療従事者の接種開始となりました。

厚生労働省のまとめによれば、3月9日現在での国内ワクチン接種実績は全国445医療機関、計107,558回。また、道内では3月10日現在、新型コロナウイルスの道内感染者は、延べ19,663人・十勝管内感染者が、延べ829人と報道されました。次に道は、65歳以上の高齢者向けワクチンが、帯広市1箱(1,000回分)等22自治体に新年度4月5日の週から、下旬にかけて保健所設置市等各地域に配分。国によれば4月12日に、一部地域で接種開始予定で同月26日の週には、全ての市町村にワクチン配布の計画との事。

そこで次の3点について質問致します。

1点目、あくまでも予定・計画段階と承知した上で、ワクチン配布の状況は見えて来ているのでしょうか。お伺いさせて頂きます。

2点目、ワクチン接種の円滑で確実な実施に向けて、各自治体では医療・保健機関等連携で接種体制のシミュレーション等も行われていると存じますので、本村の取り組みをお伺いさせて頂きます。

3点目、国では夏以降に、16歳以上の一般の方への接種開始予定とし、全て接種を受ける際同意の下で接種が行われ、接種の強制や接種を受けていない方に差別的な扱いが無き様にとの事。この点は危惧される所であり、見解をお聞かせ願いたいと存じます。

村長

質問の1点目ですが、3月12日に行われた自治体向け説明会で、4月26日の週に全ての市区町村にファイザー社のワクチンが1箱配布されるとの説明がありました。そのため、4月中旬には高齢者を対象に接種券・クーポン券を発送、予約受付を開始し、ワクチンが到着次第、接種を開始する予定となります。

質問の2点目ですが、現在検討しています接種体制について報告させていただきます。

まず、接種場所についてですが、更別村民健康保険診療所、接種日時は水曜日・金曜日の午後1時30分から午後4時30分、医師2名体制で、1日140名の接種を計画しています。ワクチン接種時間が帯は通常診療は休診としますが、定期受診者・急患等は診察を行う予定です。

なお、ワクチン接種全般の相談対応は保健福祉課、ワクチン接種・予約は国保診療所で行います。

また、国保診療所と保健福祉課合同で2月25日に接種体制の動作確認等、シミュレーションを実施し、また、限られた時間でワクチン接種を効率よく行うため、受付に保健師配置を再確認するなど、体制整備等を行っております。

質問の3点目ですが、ワクチン接種は、コロナウイルスに感染した場合に、発症や重症化を予防する効果が期待されています。強制接種ではなく、あくまでも本人の意思に基づいて受けていただくものです。しっかりと情報提供を行い、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種を行うこととなります。

なお、接種を行うと接種済証が発行されます。接種を望まない人に対し、接種を強要することができないことは当然であり、また、接種を受けたり受けなかつたりすることで差別をすることは適切ではありませんので、村として接種済証の提示を条件とする事業等は全く考えておりません。希望する方が速やかにワクチン接種を受けることができるよう、引き続き体制整備に取り組んでまいります。

議会に請願・陳情される方へ

請願・陳情とは、国や道・市町村に対し希望や要望をすることです。

請願（陳情）書が議会に提出されると、議会ではこれを審査し、定例議会で採択・不採択を決定します。

採択したものは、関係する行政機関（国・道など）に意見書等で送付し、村民の声を反映させることとなります。

※請願・陳情の仕方

1 請願（陳情）書には件名・要旨及び要望事項を記載して下さい。

2 提出年月日・請願（陳情）者の住所・氏名を記載し、押印して下さい。

3 請願書には必ず1名以上の紹介議員が必要で、表紙に署名または記名・押印して下さい。ただし、陳情書には紹介議員は必要ありません。

4 道路・河川など場所に関するものについては、案内図や略図等を添付して下さい。

5 請願・陳情はいつでも受付けていますが、事務処理の都合がありますので、定例議会開会月の前月20日までに提出して下さい。

6 その他不明な点については、議会事務局にお問い合わせ下さい。

TEL 52-2117

(表紙)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に
 関する請願（陳情）書

紹介議員（陳情は必要なし）
 〇〇〇〇〇〇 〇

請願（陳情）者（代表）
 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇〇〇 〇

更別村議会議長 〇〇〇〇〇〇 様

(本文)

要旨

.....

.....

.....

要望事項

.....

.....

.....



2月	2日 2村議会議員交流会 に全議員出席	2日 全員協議会	16日 議会報告会	19日 十勝町村議会議長会 定例会に議長出席	22日 十勝圏複合事務組 合議会、十勝中部広 域水道企業団議会、 とかち広域消防事務 組合議会に議長出席	3月	1日 全員協議会	3日 議会運営委員会	28日 十勝町村議会議長会 定例会に議長出席	23日 議会運営委員会（広 報）	23日 全員協議会	28日 十勝圏活性化推進期 成会・農林水産経済委 員会に議長出席	4月	1日 地域創造複合施設の 新たな指定管理に伴う レセプションに議長出 席	23日 議会運営委員会（広 報）	23日 全員協議会	28日 十勝町村議会議長会 定例会に議長出席	10〜18日 第1回議会定例会	17日 議会運営委員会	20日 十勝さらべつ熱中小 学校第七期修了式及び 第二期卒業式に議長 出席
----	------------------------	----------	-----------	---------------------------	--	----	----------	------------	---------------------------	---------------------	-----------	--	----	---	---------------------	-----------	---------------------------	-----------------	-------------	--

6月定例会（予定）

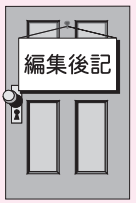
6月14日開会

議会は公開しています。
いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開しています。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においでください。受付票に住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

問合せ先 議会事務局 ☎52-2117



▼新型コロナ禍に変異株コロナも加わり、一層の対策強化が求められる中、令和3年度予算が成立。厳しい事業予算での執行をしっかりと検証し、地域の維持向上に努めます。

▼地方創生は喫緊の課題であり、今般、定住促進対策事業として、宅地分譲24区画を造成、販売しています。地方創生の一助として期待するところであります。

▼1年繰延となった「東京オリピック・パラリンピック」の聖火リレーが始まりました。新型コロナのまん延が収まらない現状にある中、オリンピック開催に向けて、対応が懸念されることと見られます。

▼2月16日、議会報告会を開催し、出席者の皆さんから多くの貴重なご意見を頂きました。頂いたご意見を真摯に受け止め、今後の議会活動に活かして参ります。ご参加ありがとうございました。

▼新型コロナ禍により、議員活動が制約される中、創意工夫し活動して参りますので、ご指導の程、よろしくお願致します。

(安村委員 記)